

低入札価格調査の調査基準価格の算定方法の一部改正について

工事品質の確保の観点から、本市の工事の入札に適用する低入札価格調査の調査基準価格の算定方法について一部改正しました。

〔改正のポイント〕

調査基準価格率の基礎数値の算定における直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の算入割合を改めるとともに、新たに、会社運営等に必要な一般管理費についても一部算定要素として加えるものです。

〔改正の内容〕

調査基準価格率の基礎数値（Ｙ）の算定方法を次のとおり改めました。

《改正前》

$$Y = \left(\begin{array}{c} \text{直接工事費} \\ + \\ \text{共通仮設費} \\ + \\ \text{現場管理費の一定割合} \end{array} \right) \times 1.05 \div \text{予定価格}$$

0.667 調査基準価格率 0.850

《改正後》

$$Y = \left(\begin{array}{c} \text{直接工事費の一定割合} \\ + \\ \text{共通仮設費の一定割合} \\ + \\ \text{現場管理費の一定割合} \\ + \\ \text{一般管理費の一定割合} \end{array} \right) \times 1.05 \div \text{予定価格}$$

0.667 調査基準価格率 0.850

〔適用時期〕

平成20年6月2日の新たな入札公告又は指名通知より適用